

## 市第 121 号議案

### 第 4 期横浜市地域福祉保健計画の策定

社会福祉法第 107 条第 1 項の規定に基づき、第 4 期横浜市地域福祉保健計画を次のように定める。

平成31年 2 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

### 第 4 期横浜市地域福祉保健計画

#### 第 1 第 4 期横浜市地域福祉保健計画の策定に当たって

##### 1 地域福祉保健計画について

##### (1) 地域福祉保健計画の策定・推進の経過

平成12年の「社会福祉法」の改正により、新たに第 107 条に地域福祉の推進に関する事項を定める市町村地域福祉計画を策定する等の規定が定められました。

横浜市では、「社会福祉法」の改正前より取り組んできた住民、事業者、関係機関、団体等との協働によるまちづくりを更に進めるため、平成16年度に第 1 期横浜市地域福祉計画（計画期間 平成16～20年度）を策定しました。第 2 期計画（計画期間 平成21～25年度）から名称を地域福祉保健計画とし、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。また、第 3 期計画（計画期間 平成26～30年度）からは、横浜市社会福祉協議会が定めていた「横浜市地域福祉活動計画」と一本化して策定することにより、取組を一体的に推進するとともに、愛称を「よこはま笑顔プラン」としています。

##### (2) 地域福祉保健計画の策定の趣旨

地域福祉保健計画の策定の趣旨は、地域住民と関係機関・

団体等が協力して取り組む地域づくりを計画として明文化し、合意形成を図りながら推進していくことにあります。

計画の策定を通じて、地域住民と関係機関・団体等が地域ごとの現状と課題を明らかにし、より良いまちづくりに向けた目標を共有することで、同じ方向を見据えて、それぞれの役割に応じた取組を進めていくことができます。

また、これまでの計画推進の中で大切にしてきたことは、「住民主体」と「協働」です。地域の状況に合わせて、より良い地域づくりを進めていくためには、そのまちに住む一人ひとりが「私たちのまち」に関心を持つこと、そして地域住民や自治会町内会をはじめとする住民組織と、地域にある様々な機関や団体、施設等が協力して地域福祉保健の推進に取り組むことが重要です。

### (3) 地域福祉保健計画の推進における「自助」、「共助」、「公助」の連携

地域福祉保健においては、個人でできることは自分たちで取り組む「自助」、一人では解決できないことをお互いに助け合う「共助」、行政でなければ解決できない問題に取り組む「公助」が相互に連携して進められることが重要です。

地域福祉保健計画では、生活課題や地域課題の解決に向けて「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせ、関連付けながら総合的に取組を進めていきます。

## 2 計画の構成について

### (1) 市計画・区計画・地区別計画の関係

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画及び

地区別計画で構成しています。

政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービスの提供や、区民ニーズや地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区で区計画を策定しています。さらに、地域課題や生活課題にきめ細かく対応するためには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要なため、第2期計画から各区で地区別計画を策定・推進しています。

#### ア 市計画

基本理念や市としての方向性を示すことにより、区計画の推進を支援する計画

#### イ 区計画

##### (ア) 区（全体）計画

区の特徴に応じた、区民に身近な中心的計画

##### (イ) 地区別計画

地区の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザと協働して策定・推進する計画

### 3 第4期市計画について

#### (1) 計画の位置付け

##### ア 市の基本構想・中期計画との関係

##### (ア) 横浜市基本構想（2025年頃を展望した都市の姿）との関係

横浜市では、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民が希望をもって生活できるよう、今後のおおむね20年を展望した市政の根本となる指針として、平成18年度に「横浜市基本構想」（長期ビジョン）（以下

、「基本構想」といいます。)を策定しました。

基本構想では、「これからの20年で横浜が目指す都市の姿＝市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を都市像として掲げました。地域課題や社会的な課題に対して、市民と行政が協働し、互いの特性を生かした取組を進め、多様なニーズにきめ細かく対応することで、市民生活の質の向上を目指しています。

地域福祉保健計画は、基本構想を上位計画とし、基本構想で掲げる都市像を支える5つの柱の一つである「いつまでも安心して暮らせる安全安心都市」を実現するための計画という性質を持ちます。

#### (イ) 横浜市中期4か年計画との関係

横浜市では、将来に向け横浜を更に飛躍させていくために、2030（平成42）年を展望した中長期的な戦略と、計画期間の4年間で重点的に推進すべき38の政策を取りまとめた「横浜市中期4か年計画（2018～2021）」を平成30年度に策定しています。

その中の政策14「参加と協働による地域福祉保健の推進」及び政策33「参加と協働による地域自治の支援」において、市民主体の地域運営を進めるとともに、地域福祉保健計画を引き続き推進することにより、地域福祉保健活動のための基盤づくりを進めていくことが位置付けられています。

そのため、「横浜市中期4か年計画（2018～2021）」

と本計画を相互に連動させながら取組を進めていきます。

#### イ 福祉保健の分野別計画、関連する分野

地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。

分野別計画で示している対象者の地域生活を支えるための事業や支援については、地域福祉保健計画においても住民と協働して取り組んでいきます。分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

このため、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、取組全体の方向性、継続性といった視点で捉え、それぞれを関連付けて行うことが必要です。様々な地域生活課題に地域が主体となって取り組んでいけるよう、関連する行政分野との連携を重視し、取組を進めていきます。

なお、権利擁護及び生活困窮に対応する取組が、本計画における早期発見・支える仕組みづくりの取組と重なるため、成年後見制度利用促進基本計画については、本計画の

一部として位置付け、一体的に策定し推進します。また、生活困窮者自立支援方策についても、本計画の取組と連携しながら計画的に推進します。

(2) 計画期間

2019（平成31）年度から2023（平成35）年度までの5年間とします。

(3) 基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

(4) 計画の基礎となる共通の考え方

ア 誰もがお互いに認め合い、安心して暮らせる社会を目指します。

地域には様々な立場や背景のある人が存在しています。真に支え合える地域を実現するためには、誰もが同じ地域の仲間として受け入れられることが基本です。また、市民一人ひとりが多様性の理解を広げ、立場や背景を越えてつながり、お互いを認め合うことが大切です。

誰もが地域のつながりの中で自分らしくいられる地域社会を目指します。

イ 誰もが地域と関わりながら、お互いに支え合い、健やかに暮らせる社会を目指します。

地域や人とのつながりから広がった住民同士の見守りや支え合いの取組は、身近な生活上の課題に対するいち早い解決に向けた基礎となります。

また、誰もが健やかに暮らせるまちの実現に向けて、一

人ひとりが健康に過ごしていくための取組を進めていくことが重要となります。一人ひとりの心身の健康は、自らが健康づくりに取り組むことに加え、社会や人とのつながりを通して自分の居場所や役割を発見することで、生きがいや心の豊かさが醸成されることによってもたらされるものです。

地域住民及び団体が、お互いに支え合い、誰もが健やかに暮らせる社会を目指します。

ウ 地域における様々な主体が連携しながら、市民一人ひとりが自らの力を生かせるような社会を目指します。

困りごと（生活課題）を抱えている人に対して、住民それぞれが他人事ではなく、困ったときはお互いさまの気持ちで、自分にできることを行うことが重要です。

また、地域住民や関係団体だけでなく、施設や企業、商店、NPO法人、学校等が、地域と連携・協働することで、より幅広く課題に対応することができます。生活課題及び地域課題を「我が事」として捉え、様々な主体が連携し、それぞれの力を生かし解決していける社会を目指します。

#### (5) 第4期計画の5つの特徴

ア より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進

区役所・区社協・地域ケアプラザの連携による地域への支援については、地区連合町内会圏域で策定された地区別計画に基づいて行われています。一方で、地区連合町内会の中でも地域状況に差があるため、地域の課題を自治会町

内会単位で捉え、住民が取り組む地域の活動も自治会町内会を単位として実施されているものもあります。

既に、区社協や地域ケアプラザによる地域活動の支援も自治会町内会圏域が中心になりつつあることを踏まえ、より住民に身近な地域の活動を支援できるよう必要な取組を進めていきます。

#### イ 人材の確保・育成

自治会町内会や地域活動における担い手不足については、いずれの地域においても課題となっており、地域で活躍できる担い手の育成について継続して取り組んでいく必要があります。人材育成については、これまでも市計画で取り組んできていますが、第4期市計画では、人材づくりを地域福祉保健の推進における最重要項目の一つとして計画に位置付けます。支援機関の職員や地域活動者・団体だけでなく、より幅広く市民一人ひとりに焦点を当て、地域の人材づくりを進めます。

#### ウ 包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり

日々の生活の中で、家族の助けを借りながら、自立した生活を送る力を高めることが大切です。一方で、社会的に孤立している人や支援を必要としている人にとっては、自立した生活を送ることが難しい場合が多いため、地域の人とお互いに支え合いながら自立を目指すことが重要です。

本計画では、「支え手」と「受け手」が固定されない、全ての人に役割がある場や機会の創出、地域の多様な主体

の連携・協働を通じた地域づくりへの主体的な関わりの促進等、地域共生社会の実現に向けた考え方を重点項目の方向性や具体的な取組に反映します。

また、従来の取組では気づくことが困難であった、社会的孤立や生活困窮等を抱え、支援を必要とする人に気づき、支える仕組みを検討します。

#### エ 多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進

地域福祉保健活動の裾野を広げるため、多様な価値観に合わせた選択肢の提案等を通じて市民をはじめとする多様な主体の幅広い参加を一層促します。複雑・多様化する地域の課題に対応するため、第3期まで推進してきた「幅広い参加」、「関係づくり」を更に進め、地域住民・組織、施設、企業、NPO法人、学校等、地域に関わる多様な主体が連携・協働して必要な活動に取り組めるよう支援します。

また、社会福祉法人については、社会福祉法の改正により今後更に公益的役割を果たすことが期待されています。社会福祉法人が地域貢献を行うために必要な支援についての方向性を示し、具体的取組として盛り込みます。

#### オ 成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定及び生活困窮者自立支援方策の推進

成年後見制度が必要な人や生活困窮者を早期に把握し支援する取組が、本計画における早期発見・支える仕組みづくりの取組と重なるため、成年後見制度利用促進基本計画については、本計画の一部として位置付け、一体的に策定

し推進します。また、生活困窮者自立支援方策についても、本計画の取組と連携しながら計画的に推進します。

なお、生活困窮者自立支援方策の方向性（総論）については、平成27年度より開始された生活困窮者自立支援制度の理念の一つである「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を本計画の推進の柱や重点項目の中に盛り込み、地域における生活困窮者の早期発見や社会参加の促進を図ります。

## 第2 推進のための取組

### 1 第4期計画の方向性

#### (1) 基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

#### (2) 推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

ア 住民のニーズや生活により身近な自治会町内会圏域の活動の拡充を支援する取組を推進します。

イ 地区連合町内会及び地区社協を支援し、課題に応じた総合的かつ重層的なネットワークの構築を進めます。

ウ 住民が信頼でつながることができるよう福祉意識の醸成に取り組みます。

エ 区役所・区社協・地域ケアプラザの組織内及び相互連携を一層強化します。

#### (3) 推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

ア 身近な地域での多様な主体と関係機関との連携・協働により、課題の把握から解決までの取組が一体的かつ重層的

に機能する仕組みづくりを進めます。

イ 本計画と一体的に推進する成年後見制度利用促進基本計画の権利擁護が必要な人を支援する取組を推進します。

ウ 健康づくりをきっかけとした地域づくりを進めます。

(4) 推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

ア 地域でつながる機会の拡大や多様な選択肢の提案等を通じて、幅広い市民の参加を一層進めます。

イ 社会福祉法人をはじめ、施設、企業、NPO法人、学校等、多様な主体の連携・協働による地域づくりを進めます。

2 推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

(1) 重点項目（柱1—1） 地域力（地域の強みを生かした課題解決力）の向上に向けた支援の充実

ア 現状と課題

(ア) 地域支援の体制づくり

a 第2期市計画以降、地区別計画が全地区で策定されています。区役所・区社協・地域ケアプラザ等の支援機関が、地区別計画の推進を通じて、地域を支援するとともに、住民との協働による課題把握・解決への取組を進めています。

b 地域における課題は多岐にわたるため、区役所・区社協・地域ケアプラザの組織間だけでなく、組織内の部署間・職種間でも一層連携し、総合的かつ継続的に地域に関わることが重要です。

(イ) 地域の特性に合わせた支援

- a 地区別計画を通じて、地区連合町内会や自治会町内会等、それぞれの圏域に合わせた活動が行われています。その中で、自治会町内会等の住民の生活により身近な地域の状況に合わせた取組が有効であることが分かっています。
- b 地域における取組を実行性の高い効果的なものとするため、支援機関が住民の生活により近い地域で、地域の特性やニーズに合わせて住民の活動が充実するよう支援し、課題解決に向けて地域住民や関係機関等と協働していくことが重要となります。

イ 目指す姿

- (ア) 支援機関が、自治会町内会等の住民の生活により身近な地域の状況に合わせて活動を支援し、地域住民と関係機関等との協働による課題の把握・解決の取組が広がっています。
- (イ) 地域の状況や地区別計画の取組の方向性に合わせて、地区連合町内会圏域より住民の生活に身近な地域の活動が拡大・活発化しています。

ウ (柱1—1—1) 区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり

区役所・区社協・地域ケアプラザが、地区別支援チームとしての地域に対する役割を一層発揮できるよう支援します。

部署間、職種間、事業担当者間の連携を強化するととも

に、地区別支援チームとして支援目標を明確にして、地域支援に当たることができる体制づくりを更に進めます。

エ (柱1-1-2) 地域の特性を踏まえた地域支援の促進

区役所・区社協・地域ケアプラザが、住民の生活により身近な地域の特性を把握するとともに、地域住民の活動に寄り添いながら支援し、課題解決に向けて協働できるよう取組を進めます。

(2) 重点項目 (柱1-2) 地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援

ア 現状と課題

(7) 地区連合町内会・地区社協の調整・支援機能の拡充

a 市内には、253の地区連合町内会や256の地区社協（共に平成30年4月1日現在）が組織され、圏域内の情報共有や自治会町内会活動、福祉保健活動等を支援しており、住民の生活により身近な地域における防犯、防災、親睦、環境、健康づくり、助け合いの活動等、住民主体の活動の重要な基盤となっています。

b 身近な地域の支え合い活動が一層充実するためには、地区連合町内会や地区社協が組織力やネットワークを生かして地域の活動を支援し、その状況を共有することで、地域の活動の発展・継続等、次の展開につなげていくための調整・支援機能をこれまで以上に高めていく必要があります。

(4) 活動団体の充実とネットワークづくり

- a 地域では、地区連合町内会や地区社協のほかにも、特定のテーマや課題に焦点を当てて、その解決に取り組むボランティアグループや当事者組織等も活動しています。こうした団体の活動圏域は多様で、地区連合町内会圏域にとどまらず、区域、市域にわたることもあります。
- b 地域福祉保健活動の基盤づくりに向けて、団体がその特徴を生かし、既存の団体活動の継続や発展に取り組むとともに、地域のニーズや課題に応じた新たな活動を立ち上げることが重要です。
- c 活動を充実させるためには、既存の活動、新規の活動を問わず、「地域課題・生活課題に向き合う」、「困りごとを抱えている人を支える」、「支える側・支えられる側の区別なく互いに支え合う」という取組をより進めていくことが求められます。
- d 地域福祉保健活動の基盤を更に強くしていくためには、地区連合町内会、地区社協をはじめ、地域にある活動団体が対応すべき課題に合わせて柔軟に連携し、解決に向けた取組を進めていくこと、更にはその実践経験を蓄積していくことが必要です。

## イ 目指す姿

- (ア) 地区連合町内会及び地区社協が、それぞれのネットワークや調整機能を生かして、自治会町内会等の地域福祉保健活動の充実に向けた支援機能を高めていく役割を果たしています。

(イ) 地区連合町内会及び地区社協のほか、地域にある活動団体が、課題ごとに分野の枠を越えて横断的につながり、必要な取組を進めています。

(ウ) 地域における既存の活動（自治会町内会活動及びボランティア活動等）を含め、「困りごとを抱えている人を支える」、「全ての人に役割があり、支える側・支えられる側の区別なく互いに支え合う」という地域福祉保健の取組が広がっています。

ウ （柱1－2－1） 地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充

区役所・区社協・地域ケアプラザが地区別計画の推進等を通じた地域への関わりを一步進め、地区連合町内会や地区社協のネットワークや調整機能の拡充を支援し、住民の生活により身近な地域における地域福祉保健活動が一層充実するよう、必要な取組を実施します。

エ （柱1－2－2） 活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実

地域活動を充実させるため、地区連合町内会や地区社協と、地域又は市域で活動している高齢者、障害者、子ども・若者等の分野別・テーマ別の活動団体等との連携を進めます。

また、区役所・区社協・地域ケアプラザが活動団体のネットワーク構築を進め、ネットワークの活用により、社会的孤立や生活困窮、移動や買い物の不便さ等の課題が効果的に解決できるようにしていきます。そのために、必要な

支援に取り組みます。

- (3) 重点項目（柱1—3） 誰もがお互いを受け入れ、共に支え合う意識の啓発と醸成

ア 現状と課題

- (ア) 様々な人を受け止める地域の風土づくり

a 第3期市計画までに取り組んできた普及啓発活動や福祉教育等を通じて、多様性の理解や当事者を含めた地域のつながりづくりが進められています。

b 地域の中で、誰もが自らが望む暮らしが送れるようにしていくための第一歩として、同じ地域の住民同士が立場や背景を越えてお互いの存在を理解し受け入れる意識や、抱えている課題を受け止めていく意識を一層高めていくことが大切です。

- (イ) 住民相互のつながりづくり

a 近隣で困ったときに相談し合い助け合う関係性が希薄化している傾向にある中、共に支え合う地域の実現に向けて、住民が互いの多様性について理解を深め、つながりづくりを進めていく必要があります。

b 区役所等による啓発だけでなく、住民自らが、普段の暮らしの中で交流する機会や場を増やし、同じ地域に暮らす住民としてお互いを理解し、支援を必要とする人が必要なときに安心して助けを求められる関係を広げていくことが重要です。

イ 目指す姿

- (ア) 個別課題や地域課題を他人ごとではなく「自分たちの

まちにある課題」として捉え、地域住民と支援機関及び関係機関が一体となり課題解決のために行動することで、緩やかなつながりが形成される地域づくりが進んでいます。

- (イ) 様々な人が地域の中で交流し、対等で緩やかなつながりを持ちながらお互いの多様性を理解し、受け入れることができています。
- (ウ) 国籍、年齢、性別、障害等、様々な立場や背景を越えて人々がお互いを認め合い、支え合えるような多様性の理解が地域の中で進んでいます。
- (エ) 地域住民等がお互いに支え合いながら必要な時に助けを求めることができるような、日常的につながる機会や場が確保されています。

ウ (柱1—3—1) 多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり

国籍、年齢、性別、障害等、様々な立場や背景を踏まえた多様性の理解を広げます。

また、生活に困りごとを抱えている人がいることを認識するとともに、理解を深めるための機会、風土づくり及び環境整備に取り組みます。

エ (柱1—3—2) 住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり

地域住民が、対等で緩やかなつながりを持ちながらお互いを理解し、受け入れていくためには、地域の中でつながりがあることが大切です。こういったことを広く伝えてい

くために、地域住民が交流する機会の創出に取り組みます。

また、全ての人に役割があり、生き生きと参加できる場づくり、地域づくりを推進します。

(4) 重点項目（柱1—4） 地域福祉保健活動の推進のための  
人材育成と環境づくり

ア 現状と課題

(ア) 地域における人材づくり

a 自治会町内会や老人クラブ（シニアクラブ）、民生委員・児童委員をはじめとする地域活動者のなり手不足や新たな担い手の発掘は、どの地域においても課題となっています。地域課題の複雑・多様化や人口減少の予測等を踏まえると、継続して地域福祉保健に関わる人材の確保・育成を進めていく必要があります。

b 市民一人ひとりが自分のことから地域活動に関わっていけるような工夫や、次世代向け、リーダー層向け等、計画的な人材の確保・育成の方策が求められています。

(イ) コーディネート機能の向上

a 複雑・多様化する地域の課題への対応には、これまで以上に地域全体で連携・協働を進めていくことが必要です。地域福祉保健に関わる人材については、求められる役割に応じて、課題の解決に必要な力量を高めていくことが大切です。

b 地域にある支援機関、関係機関、地域活動者・団体

等がそれぞれの特性に応じてコーディネート機能を高め、地域福祉保健活動の推進に向けた役割を果たしていくことが重要です。

(ウ) 環境づくり

- a 地域福祉保健活動の推進において、場所、資金及び情報（ノウハウ等）は必要不可欠な資源であり、これらを確保することが継続的な課題として認識されています。
- b 地域の施設を事業の拠点として活用することや、既存の制度や枠組みを生かした支援、柔軟な発想による取組が行われています。
- c 誰でも利用できるという身近な地域の施設の利点や特性を生かして、見守り機能や居場所機能を高めている事例も見受けられます。人々がつながり、困りごとの相談やボランティア等による学習支援、子どもの居場所づくり等、生活課題の解決に向けた取組が今後も広がっていくことが望まれます。
- d 既存の事業や地域にある資源を最大限に生かし、柔軟な発想も取り入れながら、地域福祉保健活動に活用していくことが大切です。

イ 目指す姿

- (ア) 多くの市民が、自分のできる範囲で地域福祉保健活動に関われる機会が生まれています。
- (イ) 支援機関や関係機関・団体、地域活動者の特性に応じたコーディネート機能が高められ、それぞれが連携・協

働しながら地域福祉保健活動の推進に向けて役割を果たしています。

- (ウ) 助成金、資金確保の手法、拠点、情報（ノウハウ等）等、地域活動の組織化・推進に必要な支援策が整備されるとともに、活動目的や支援ニーズに合わせて効果的に活用されています。

ウ （柱1—4—1） 地域福祉保健活動を推進するための  
地域の人材づくり

市民一人ひとりが、より良い地域づくりに向け、自分のできることを生かし、できる範囲で地域福祉保健活動に継続的に関わられるよう支援します。

市民の地域活動への参加をきっかけに、地域活動の担い手として活躍してもらうための支援を充実させます。

エ （柱1—4—2） 地域福祉保健活動に求められるコー  
ディネート機能の向上

生活課題や地域課題の解決に向けて、区役所・区社協・地域ケアプラザが、地域の状況に合わせた多様な主体の連携・協働の支援ができるよう、コーディネート力向上のための人材育成等に取り組みます。

また、地域の課題解決や必要な人が必要な支援や活動につながるために、公的施設、関係機関、地域活動者・団体及び地域住民がそれぞれの特性に応じて力を発揮できるよう支援します。

オ （柱1—4—3） 活動資源を確保するための支援

地域力を向上させるため、既存資源の活用を含め、地域

福祉保健活動の継続・発展・開発に必要な環境整備を進めます。

また、柔軟な発想による取組や新たな手法等の情報提供を通じて、地域の福祉保健活動を支援します。

### 3 推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

#### (1) 重点項目（柱2—1） 見守り・早期発見の仕組みづくり

##### ア 現状と課題

##### (ア) 見守り活動の推進

a 区計画・地区別計画による取組や、災害時要援護者支援等を通じて、地域主体の見守り活動が進められています。

b 地域には社会的孤立や生活困窮、いわゆる「ごみ屋敷」等、既存の制度だけでは解決が困難な問題があります。こうした問題を含めて、地域に潜在している生活課題は多くあるため、早期に発見し対応していくことが重要です。

c これまでの取組を生かしながら地域主体の見守り活動を更に推進するとともに、民間協力事業者による緩やかな見守りと合わせ、地域での気づきの目を広げていくことが求められています。

d 認知症やロコモティブシンドローム等、徐々に心身の機能が低下することへの受止めが困難な人を早期に把握することが求められています。

##### (イ) 気づきをつなぐ体制づくり

a 地域の身近な福祉保健の拠点・相談窓口として地域

ケアプラザの整備が進められるとともに、高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野においても相談窓口や支援体制が充実してきています。

- b 住民による活動と支援機関等による専門的なサポートを組み合わせることで、困りごとを抱えている人を早期に発見し、対応する体制となるよう、住民・住民組織と支援機関等がお互いの持っている情報を適切に取り扱い、共有する取組を広げていくことが必要です。

## イ 目指す姿

- (ア) 個人情報の適切な取扱いについて正しく理解し、適正かつ効果的に活用し、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野に捉われない見守り体制の構築に向けた仕組みづくりが進んでいます。
- (イ) どこに相談しても必要な機関につながる体制づくりが進んでいます。
- (ウ) 生活課題が複合化・深刻化する前の段階で早期に発見され、適切な支援につながっています。

## ウ (柱2-1-1) 見守りの輪の拡大

困りごとを抱えている人を早期に発見するため、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野や対象者に捉われない見守り体制や、見守りの意識を広げるための取組を進めます。

## エ (柱2-1-2) 気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくり

困りごとを抱えている人に気づき、相談窓口につなぎ、地域と関係機関等が連携して支援を行う仕組みづくりを進めます。

また、支援機関や関係機関が、地域の会議等で困りごとを抱えている人の情報を共有し、必要な支援につなげる仕組みづくりを進めます。

(2) 重点項目（柱2—2） 連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

ア 現状と課題

(ア) 連携し支え合う仕組みづくり

a 地域福祉保健計画の推進や各制度に位置付けられた取組を通じて、困りごとを抱えている人を地域住民と支援機関・関係機関が連携して支援する体制が構築されてきています。

b 増えつつある複合的な生活課題を含め、個々の状況に応じて日々の暮らしを総合的に切れ目なく支えていくために、これまで進めてきた連携・協働の取組を住民の生活により身近な地域で広げていくことが必要です。

(イ) 課題解決の仕組みの創出、事業化・施策化

a 高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野で、区域、日常生活圏域における個別の生活課題や地域課題の共有、個別支援を検討する場ができています。

b 複合化・多様化する生活課題、地域課題に対応するために、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野を越

えた連携による取組が求められます。

- c 地域住民と支援機関・関係機関の連携・協働により地域課題を共有し、解決するための取組については、地域福祉保健計画の推進等を通じて広がりを見せています。一方で、複数の地域で共通する課題に対して、事業化・施策化等により解決するための取組が十分ではない状況です。
- d 住民の生活により身近な地域で地域課題を共有・解決するための取組が充実するとともに、複数の圏域における共通の課題を解決するための事業や施策を実施できる体制の構築を進める必要があります。

#### イ 目指す姿

- (ア) 住民の生活により身近な地域で困りごとや生活課題を受け止め、住民・住民組織と支援機関、関係機関が地域課題を共有し、協働による課題解決に向けた取組が広がっています。
- (イ) 関係機関において、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野を越えて地域の課題を共有し、共通する地域での生活課題の解決に向けた検討や、具体的取組を行っています。
- (ウ) 困りごとや生活課題を支援する取組と、地域課題の解決に向けた取組が連動しながら、重層的な仕組みとして機能しています。

ウ (柱2-2-1) 地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支え合う仕組みづくり

住民の生活により身近な地域で困りごとや生活課題を受け止め、支援機関、関係機関と住民等が連携して解決していけるよう、お互いの役割の理解の促進と、課題解決に向けた体制づくり・仕組みづくりに向けた支援に取り組みます。

エ (柱2-2-2) 地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくり

高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野から見える課題や地域から見える課題を、支援機関・関係機関と住民等で共有し、協働による課題解決に向けた取組を一層推進します。

(3) 重点項目 (柱2-3) 身近な地域における権利擁護の推進

ア 現状と課題

(7) 権利擁護

a 高齢者を狙った悪徳商法や障害者に対する財産搾取、虐待等、重大な権利侵害の事例が増加しています。

b 少子高齢化、単身世帯の増加等により、高齢者・障害者を地域で支える権利擁護のニーズが増加しています。

(1) 成年後見制度

a 制度の理解促進のための広報等も多く行われていますが、地域の理解が十分に進んでいない状況が見られます。

b 制度利用の実態では、障害者の利用が進んでいない

状況が見られます。

(ウ) 法人後見の普及・啓発事業

横浜市では平成26年度より、成年後見制度法人後見支援事業に取り組んでいます。

(エ) 市民後見人養成・活動支援事業

横浜市では平成24年度より、市民後見人の養成を開始し、平成29年度末で32名が市民後見人として活動しています。

(オ) その他の課題

新たな課題として、既存の制度やサービスだけでは対応しきれない「身元保証（保証問題）」や「死後事務」等があります。そのような課題に対し、個人では対応することが困難な人への新たな支援手法を構築していく必要があります。

イ 目指す姿

(ア) 成年後見制度の認知や理解が地域や支援機関の中で進み、制度の利用が促進されることで、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら、地域の中で生活を送ることができています。

(イ) 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、横浜市としての成年後見制度等の権利擁護を推進するため、中核機関の設置等、権利擁護に関する相談体制や地域連携ネットワークが整備されています。

ウ （柱2－3－1） 関係機関等と連携した権利擁護の推進

成年後見制度等の権利擁護を必要とする人を早期に発見し相談対応をしていくため、必要な広報等を各専門職団体・関係機関等と連携して実施します。また、制度を活用するに当たり、必要な制度・体制を整備します。さらに、自己決定の支援に向けた必要な取組を進めます。

エ (柱2-3-2) 成年後見人等への支援の推進

成年後見人等として活動している親族、専門職、法人後見実施団体、市民後見人等からの相談に応じられるよう、専門機関や関係機関等が連携しながら、きめ細やかな支援を行う体制を整備します。

また、市民後見人、法人後見の実施団体等の育成、支援等を実施し、成年後見制度を必要とする人が、適切な後見人等候補者を選択できるよう支援します。

(4) 重点項目 (柱2-4) 幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実

ア 現状と課題

つながりづくりや連携を通じた健康づくり

a 健康寿命の延伸の視点を取り入れた健康づくり・保健活動については、第3期区計画、地区別計画にも数多く取り入れられています。住民主体の介護予防や健康づくり活動をきっかけとしたつながりづくりが住民の生活により身近な地域で進められ、社会参加の機会の提供や生きがいがいづくりに発展している取組も多く見られます。

b 健康づくりに関心が低く、取組等に参加していない

層等に対する予防に向けた働きかけが課題となっています。

c うつ病等、こころの病のある方は増加傾向にあり、自分の問題として、こころの健康の保持、増進に努めていくよう啓発することが必要です。

d 健やかな生活を維持していくためには予防の視点が大切です。また、健康づくりの取組は世代を問わず参加しやすいことから、引き続き取組を進めていく必要があります。

## イ 目指す姿

(ア) 自分が健康と感じる住民が増加しています。

(イ) 健康寿命の延伸に向けた地域主体の取組が広がっています。

(ウ) 健康に関心が低い層等に対する予防に向けた働きかけや地域とのつながりづくりの推進により、より多くの住民が身近な地域での健康づくり活動に取り組んでいます。

(エ) 様々な主体による地域づくり等の取組が進み、より多くの住民が参加することで、社会参加の機会の提供や生きがいづくりに発展するとともに、結果として健康づくりにもつながっています。

ウ (柱2—4—1) 地域とのつながりづくりや連携を通じた健康づくりの推進

全ての年代の住民が年齢や病気の有無に関わらず、それぞれの健康状態に応じて、運動や食事、睡眠等の生活習慣

を整え、自分自身の健康づくりに継続して取り組めるように支援します。

また、健康づくりと地域でのつながりづくりや支え合いの活動を関連付けて推進していくことで、より多くの幅広い層の人々に健康づくりの意識の定着を図るとともに、健康づくりの活動を広げていきます。

(5) 重点項目（柱2—5） 支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

ア 現状と課題

施策の推進

- a 市計画の推進による、支援が届く仕組みづくりに向けた取組の実施により、各区においても地域の特性に応じた見守り体制・支援体制づくりが行われています。
- b これまでの取組から見えてきた課題等を整理し、個人情報をはじめ各種情報の活用方法や適切な取扱いの周知、参考となる事例やノウハウの提供、事業の見直し検討、個別課題から地域課題としての的確な支援につながる仕組みづくり等を進めていく必要があります。

イ 目指す姿

- (7) 住民と関係機関が協働により事業を実施する経験を積み重ね、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野・対象を問わず困りごとを抱えている人を早期に発見する取組が充実しています。
- (1) 個人情報正しい理解のもと、適正かつ効果的に活用

され、必要な見守り・支え合いの活動が活発に実施されています。

ウ (柱2-5-1) 必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進

住民の生活により身近な地域で困りごとを抱えている人に必要な支援が届く体制を構築するための事業や施策等を推進します。

4 推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

(1) 重点項目(柱3-1) 幅広い市民参加の促進

ア 現状と課題

(ア) 地域でのつながりづくり

a 2025年には、「団塊の世代」が75歳以上になり、併せて少子化及び世帯の小規模化が進行し、支援が必要な高齢者は増えるとともに、地域福祉保健活動の担い手の割合が少なくなります。

b 地域にある複合的な課題や、少子高齢化・人口減少の現状を踏まえると、引き続き地域福祉保健活動の裾野を広げる取組が必要です。

c 日々の暮らしの中で、多様な世代や様々な状況にある人が地域でつながり、地域の活動に触れることを通じて、その大切さをより自然に意識できるような仕掛けや働きかけが必要です。

(イ) 社会参加等につながる多様な選択肢

a これまでの市計画の推進により、保育所や学校、地

域子育て支援拠点等と連携した、地域と子ども・子育て世代のつながりづくりや、健康づくりを通じた地域活動への参加促進、元気なシニアを対象とする取組等、多様な世代が地域でつながり、地域の活動に関心を持てるような取組が増えています。また、子どもを対象とした取組では、その事業等に参加した人たちが再び担い手として帰ってくるといったような好循環が見られる事例もあります。

- b 取組が一度きりであったり、参加者が固定化している等の課題も見られるため、これまで地域福祉保健活動に関わってこなかった人でも継続して参加しやすい環境をつくる必要があります。例えば高齢者の中でも、人によって参加の意欲やモチベーションの在り方も違うことから、多様な価値観に合わせた仕掛け、選択肢が必要となります。

## イ 目指す姿

- (ア) 住民が地域の活動に関わる機会が増えており、子どもの頃から地域の中でつながりながら育つ視点を大切にしたい取組が増えています。
- (イ) 一人ひとりの価値観に合わせて、社会参加の機会や地域福祉保健活動へ参加するための選択肢が検討・提供されています。

## ウ (柱3—1—1) 地域でつながる機会の拡大

これまでに進めてきた取組を生かしながら、住民同士が多様性を理解し、立場や背景を越えて子どもの頃から切れ

目なく地域の中でつながることができるような場や機会を広げていきます。

エ (柱3-1-2) 社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施

住民の社会参加や地域活動への参加等を促進するために、区役所・区社協・地域ケアプラザが、様々な視点で参加メニューを工夫し、住民が多様な価値観に合わせた選択肢を検討・提案できるよう支援します。

(2) 重点項目 (柱3-2) 多様な主体の連携・協働による地域づくり

ア 現状と課題

(7) 社会福祉法人の地域貢献の推進

a 社会福祉法人は、これまで施設運営や事業・サービス提供を通じて住民の暮らしを支えてきました。また、地域に根ざした法人の中には、住民とともに地域活動に取り組んできたところも多くあります。

b 社会福祉法の改正等により、社会福祉法人は公益性・非営利性を備えた法人として、地域貢献への期待が高まっています。各法人・施設が地域に開かれ、施設利用者を含めて地域とつながるとともに、運営施設や実施事業の特徴を生かしながら、地域ごとのニーズに合わせた取組を進めていくことが重要です。

(4) 企業、NPO法人、学校等との連携強化

a 第1期市計画以降、地域福祉保健に関わる施設や企業等との連携・協働による取組が推進されており、住

民・住民組織との交流やイベント、地域行事への参加等は多くの区で取り組まれています。

b 施設や企業との連携による見守りネットワークの構築や食支援（フードバンク等の取組）等が複数の区で取り組まれるようになってきており、課題への対応の幅が広がってきています。

c 施設や企業との連携による地域活動が広がりを見せる一方で、継続性・一貫性が課題となっている地域もあります。

d 今後も複雑・多様化する地域の課題を早期に発見して支援につなげ、住民の生活を地域で支えていくためには、地域の多様な主体がそれぞれの役割や特徴を最大限に発揮しながら、連携・協働した取組を一層進めていくことが必要です。

## イ 目指す姿

(ア) 住民・住民組織と地域にある社会福祉法人等の施設、企業、NPO法人、学校等、地域の多様な主体が、それぞれの強みや経験を生かしながら、地域の課題に対して連携・協働する取組が広がっています。

(イ) 地域の多様な主体と連携を図りながら、困りごとを抱えている人の就労体験ができる場をはじめ、全ての人の社会参加につながる場が地域の中で確保されています。

## ウ （柱3—2—1） 社会福祉法人の地域貢献の推進

社会福祉法の改正により、改めて地域福祉の担い手として期待される社会福祉法人・施設が、その特徴や専門性を

発揮して地域貢献活動に取り組めるよう支援します。

エ (柱3-2-2) 企業、NPO法人、学校等との連携強化

複雑化・多様化する地域の課題に対応するために、企業、NPO法人、学校等、地域の多様な主体が住民・住民組織と連携・協働し、それぞれの強みを最大限に発揮して取り組めるよう支援します。

(3) 重点項目 (柱3-3) 幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり

ア 現状と課題

活動の活性化のための環境づくり

a 地域では、多くの住民が地域福祉保健活動に取り組んでいますが、担い手の負担増や財源の問題、取組内容が停滞している等により、継続が難しくなっている活動も少なくありません。幅広い住民の参加を促進し、組織的な活動として継続・発展させていくことを通じて、地域福祉保健活動の裾野を広げていく必要があります。

b 地域の多様な主体による地域活動や地域づくりにおいて、先駆的に取り組まれている事例を見ると、地域の課題やニーズに基づくものであること、活動の中でそれぞれの持つ特徴が生かされていることが重要な要素となっています。必要としている活動団体等に対して、こういった先駆的事例や助成金の確保のノウハウ等の支援策を提供していく必要があります。

## イ 目指す姿

- (ア) 助成金、資金確保の手法、活動を実施していく上でのノウハウ等、活動の立ち上げ・継続に必要な支援策の整備が進み、地域福祉保健活動の裾野を広げていくための支援策に活用されています。
- (イ) 地域の課題やニーズに合わせて多様な主体間をつなぐ機会や場が創出されています。

## ウ (柱3—3—1) 新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供

新たな活動の立ち上げや継続的に活動を実施していくための助成金、資金確保の手法、ノウハウ等の支援策について、これまでの活用事例等を踏まえ、必要としている活動団体等に提案・提供します。

## 第3 計画の推進に当たって

### 計画の評価方法

#### (1) 各年度の取組の振り返り

毎年度、横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会にて市と各区の取組状況を報告し、委員会資料をホームページで公表します。

#### (2) 計画の評価時期

第4期横浜市地域福祉保健計画は、計画推進の中間年度である2021（平成33）年度に中間評価を行います。その後、計画推進の最終年度の2023（平成35）年度には計画期間全体を通しての推進状況について最終評価を行い、結果を公表します。

なお、評価の結果については、中間評価を市計画期間後半の取組の推進方策に反映させ、最終評価を第5期市計画の策定に生かしていくものとしします。

#### 提 案 理 由

社会福祉法第107条第1項の規定に基づき、第4期横浜市地域福祉保健計画を策定したいので、横浜市議会基本条例第13条第3号の規定により提案する。

**参 考**

**社会福祉法（抜粋）**

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（第 2 項及び第 3 項省略）